

# 令和2年度事後評価実施結果報告書

(法務省2 - (11))

施策名	登記事務の適正円滑な処理 (政策体系上の位置付け: - 10 - (1))					
施策の概要	不動産取引の安全と円滑, 会社・法人等に係る信用の維持等を図るとともに, 登記に関する国民の利便性を向上させるため, 登記事務を適正・円滑に処理する。					
達成すべき目標	<ul style="list-style-type: none"> <li>・登記所備付地図の整備を地図混乱地域<sup>1)</sup>を対象として重点的かつ緊急的に推進する。</li> <li>・登記事項証明書等発行請求機の利用を促進する。</li> <li>・長期相続登記等未了土地及び表題部所有者不明土地の解消を図る。</li> </ul>					
施策の予算額・執行額等	区分	30年度	元年度	2年度	3年度	
	予算の状況 (千円)	当初予算(a)	50,822,634	52,385,354	54,181,449	52,292,629
		補正予算(b)	1,564,794	808,601	2,072,784	-
		繰越し等(c)	1,292,772	1,422,001	1,615,987	
		合計(a+b+c)	51,094,656	54,615,956	54,638,246	
執行額(千円)	49,944,403	52,654,038	53,799,077			
施策に係る内閣の重要政策(施政方針演説等のうち主なもの)	<p>民活と各省連携による地籍整備の推進(平成15年6月26日都市再生本部方針)<sup>2)</sup>                  地理空間情報活用推進基本計画(平成29年3月24日閣議決定)                  第2部-1-(3) 社会の基盤となる地理空間情報及びGISの整備推進<sup>3)</sup>                  国土強靱化基本計画(平成30年12月14日閣議決定)                  第3章-2-(12) 土地利用(国土利用)<sup>4)</sup>                  経済財政運営と改革の基本方針2020(令和2年7月17日閣議決定)                  第3章-2-(1) 地方都市の活性化に向けた環境整備<sup>5)</sup>                  成長戦略フォローアップ(令和2年7月17日閣議決定)                  6-(2)- ) - -工) 都市の競争力の向上<sup>6)</sup>                  都市再生基本方針(平成30年7月13日閣議決定)                  第二-2 安定的な民間都市開発推進のためのファイナンス環境の整備等<sup>7)</sup>                  所有者不明土地等対策の推進に関する基本方針(令和2年7月3日所有者不明土地等対策の推進のための関係閣僚会議決定)                  3 地籍調査の円滑化・迅速化<sup>8)</sup></p>					

令和3年度から予算の一部が内閣官房及びデジタル庁において計上されているところ, 当該予算(27,206,848千円)を含んだ額

測定指標	目標値(平成29年度~令和2年度)	達成
1 登記所備付地図作成作業における作業実施面積(平方キロメートル)	平成29年度 26平方キロメートル 平成30年度 26平方キロメートル 令和元年度 26平方キロメートル 令和2年度 26平方キロメートル	おおむね達成

	基準値	実績値				
	-	28年度	29年度	30年度	元年度	2年度
	-	24	25	26	27	26

測定指標	令和2年度目標値					達成
2 証明書発行請求機が設置されている登記所 <sup>9</sup> における証明書の発行件数 <sup>*10</sup> のうち、証明書発行請求機により請求された件数の割合(%)	52%					おおむね達成
	基準値	実績値				
	-	28年度	29年度	30年度	元年度	2年度
	-	36.8	40	42.1	44.9	50.3
参考指標	実績値					
	28年度	29年度	30年度	元年度	2年度	
1 証明書発行請求機が設置されている登記所における証明書の発行件数(万件)	2,683	2,508	3,073	2,302	2,306	
2 登記所内において証明書発行請求機により請求された証明書の発行件数(万件)	987	1,004	1,292	1,033	1,160	

測定指標	令和2年度目標値					達成
3-1 市町村等の事業実施主体のニーズを踏まえて行う長期相続登記等未了土地の解消作業に着手した数(筆) 【新経済・財政再生計画関連：社会資本整備等分野18 改革工程表のKPI】	約14万筆(累計値)					達成
	基準値	実績値				
	-	28年度	29年度	30年度	元年度	2年度
	-	-	-	-	197,702	120,488

測定指標	令和2年度目標値					達成
3-2 市町村等の事業実施主体のニーズを踏まえて行う表題部所有者不明土地の解消作業に着手した数(筆) 【新経済・財政再生計画関連：社会資本整備等分野18 改革工程表のKPI】	約1万5千筆(累計値)					達成
	基準値	実績値				
	-	28年度	29年度	30年度	元年度	2年度
	-					

	-	-	-	-	7,887	7,888

評価結果	目標達成度合いの測定結果	<p>(各行政機関共通区分)相当程度進展あり</p> <p>-----</p> <p>(判断根拠)測定指標1,2は目標をおおむね達成することができ,測定指標3-1,3-2は,目標を達成することができた。</p> <p>したがって,本施策は「相当程度進展あり」と判断した。</p>
	施策の分析	
	<p>(測定指標の目標達成度の補足)</p> <p>【測定指標1】</p> <p>平成30年度から令和2年度においては,目標どおり登記所備付地図作成作業を実施することができ,目標を達成できたものと評価することができる。また,平成29年度においては,平成28年熊本地震の影響により,熊本地方法務局において実施することとしていた当該作業を実施することができなかったものの,その他の地域においては目標どおり当該作業を実施することができ(25平方キロメートル),達成率は約96パーセントであることから,目標をおおむね達成できたものと評価することができる。</p> <p>【測定指標2】</p> <p>令和2年度において,目標とする利用率(52パーセント)をわずかに下回っているものの,利用率は増加傾向にあることから,目標をおおむね達成できたものと評価することができる。</p> <p>【測定指標3-1】</p> <p>令和2年度までの目標値である筆数に着手しており,達成できたものと評価することができる。</p> <p>【測定指標3-2】</p> <p>令和2年度までの目標値である筆数に着手しており,達成できたものと評価することができる。</p> <p>(達成手段の有効性,効率性等)</p> <p>【測定指標1関係】</p> <p>達成手段「登記所備付地図整備の推進」において実施している登記所備付地図の整備については,令和2年4月1日現在,全国における配備状況が約57パーセント(残りは公図等)であり,そのうち都市部における整備が特に遅延している(東京:約22パーセント,大阪:約15パーセント,名古屋:約22パーセント)。これは,都市部においては,土地が細分化していること,地価が高く,所有者の権利意識も強いこと,地域社会における人的なつながりが希薄化し,人証が少なく筆界の確認が困難であることが原因である。</p> <p>登記所備付地図が整備されないことにより,不動産取引の流動化の阻害,道路拡幅工事,下水道工事等の公共事業の円滑な実施の阻害,適正な課税の困難化,境界紛争の惹起及び転売や担保権設定の困難化という問題が生じている。登記所備付地図が整備されることにより,これらの問題が解消される効果をもたらすことができるため,登記所備付地図作成作業に対する国民や社会のニーズは高い。</p> <p>前述のとおり,都市部における地図作成は困難なものであるが,取り分け,都市部の中でも,地図混乱地域は,特に筆界の認定や表示に関する登記の専門的な知識・経験がなければ,土地の所有者の筆界に関する了解を得ることができないため,筆界についての専門的な知見を有する国の機関である登記官が主体となって,実施する必要がある。</p> <p>緊急性については,平成15年6月,内閣に設置された都市再生本部において「民活と各省連携によ</p>	

る地籍整備の推進」の方針が打ち出されたことを契機として、経済財政運営と構造改革に関する基本方針2004以降、政府の経済財政改革の基本方針に登記所備付地図の整備が毎回盛り込まれており、令和2年度においては「所有者不明土地等対策の推進に関する基本方針」（令和2年7月3日所有者不明土地等対策推進のための関係閣僚会議決定）に「地籍を明確化するための情報基盤である登記所備付地図について、地方自治体による筆界特定申請や街区境界調査成果を活用してその整備を進める」ことが明記されているほか、「経済財政運営と改革の基本方針2020」及び「成長戦略フォローアップ」（いずれも令和2年7月17日閣議決定）においても同様の方針が明記されているように、登記所備付地図の整備の緊急性は高い。

これまで法務局では、緊急に地図整備を必要としている都市部の人口集中地域(D I D)の地図混乱地域を対象として、登記所備付地図作成作業を計画的に進めてきたものの、地価が高額であるなどといった理由により、大都市の枢要部や地方の拠点都市の地図の整備は進んでおらず、また、東日本大震災の被災地においても、復興の進展に伴い地図の整備が求められていることから、それら地域をも対象として、平成27年度から以下のとおり登記所備付地図の整備をさらに推進している。

これまでの都市部の地図整備計画を継続・拡大し、200平方キロメートルを対象とする平成27年度からの10か年計画「登記所備付地図作成作業第2次10か年計画」を策定

東京、大阪、名古屋などの大都市及び地方都市の枢要部について、権利関係が複雑であり地権者の権利意識が高いなどの理由により地図の整備が進められていないことを踏まえ、これら地域のうち30平方キロメートルを対象とする平成27年度からの10か年計画「大都市型登記所備付地図作成作業10か年計画」を策定

東日本大震災の被災地の復旧・復興のためには、地図整備が必要不可欠であることを踏まえ、宮城県、福島県及び岩手県の9平方キロメートルを対象とする平成27年度からの3か年計画「震災復興型登記所備付地図作成作業3か年計画」を3か年延長。

以上の計画に基づき、登記所備付地図作成作業を実施することによって、登記所備付地図の整備を重要度及び緊急性の高い地図混乱地域を対象として推進することができたことから、目標の達成に向け有効かつ効率的な手段であったと評価することができる。

#### 【測定指標2 関係】

達成手段 「登記事項証明書の交付事務等の委託」において実施している証明書発行請求機の利用促進(証明書発行請求機の配置の見直しや案内人の配置,広報チラシの配布などの積極的な利用案内)は、証明書の発行時間の短縮や請求者による請求書の記載が不要となるなど、利用者の利便性の向上及び負担軽減を図るとともに、証明書発行請求機の利用率の大幅な向上に寄与している。したがって、証明書発行請求機の利用促進は、目標の達成に効果的かつ効率的な手段であったと評価することができる。

#### 【測定指標3 - 1】

達成手段 「所有者不明土地問題の解消」について、所有者不明土地は、相続が生じても登記がされないことなどを原因として発生し、管理の放置による環境悪化を招くほか、公共事業の用地買収、災害の復旧・復興事業の実施や民間の土地取引の際に、所有者の探索に多大な時間と費用を要するなど、国民経済にも著しい損失を生じさせており、人口減少、超高齢社会が進展し、相続多発時代を迎えようとする中、所有者不明土地問題の解消は喫緊の課題であるとされている。

そこで、「経済財政運営と改革の基本方針2017」等の政府方針において、所有者不明土地問題に対応した新たな方策を検討する必要があるとされ、平成30年6月に成立した所有者不明土地の利用の円滑化等に関する特別措置法(平成30年法律第49号)第40条では、長期間相続登記等が未了となっている土地について、登記官が当該土地の所有権の登記名義人となり得る法定相続人を探索し、その結果を長期相続登記等未了土地へ登記するとともに、法定相続人情報として登記所に備え付けることとされた。

また、近年の豪雨、高潮、暴風・波浪、地震、豪雪など、気候変動の影響等による気象の急激な変化や自然災害の頻発化・激甚化に備えるため、国民の生命・財産を守る防災・減災、国土強靱化は一層重要性が増しており、喫緊の課題となっているところ、特に緊急に実施すべき対策の1つとして、長期相続登記等未了土地の解消対応が防災・減災、国土強靱化のための3か年緊急対策に取り上げら

れ、新経済財政再生計画改革工程表2018とともに、令和2年度までに14万筆に着手するとKPIが設定された。

法務局では、公共の利益となる事業を実施しようとする者からの求めに応じて長期相続登記等未了土地解消作業に着手しているところ、専門的知見を有する司法書士等に委託することで効率的に法定相続人の探索を行い、その結果を長期相続登記等未了土地へ登記し、探索の結果をまとめた法定相続人情報として登記所に備え付けるとともに、事業実施主体へ提供しており、この法定相続人情報が、事業実施主体における土地所有者の探索に係る負担の軽減に資するものとして活用されることから、目標の達成に向け有効かつ効率的な手段であったと評価することができる。

【測定指標3-2】

所有者不明土地の一類型として、歴史的経緯により不動産登記簿の表題部所有者欄の氏名又は名称及び住所の全部又は一部が正常に記録されていない変則的な登記となっている土地の存在が指摘されているところ、このような変則型登記がされた表題部所有者不明土地についての所有者の探索は取り分け困難であり、旧土地台帳の確認のほか、自治会長などの地元精通者からの聴取などを行い、歴史的経緯や管理状況等を調査して所有者の特定に至っている状況にある。そのため、表題部所有者不明土地について公共事業を行ったり、民間事業者がその買収や利用を図る際には、多大な時間とコストがかかっており、公共事業の円滑な遂行や不動産の円滑な取引等において大きな支障を生じさせている。

そこで、「所有者不明土地対策の推進に関する基本方針」(平成30年6月1日所有者不明土地対策の推進のための関係閣僚会議決定)において、「変則型登記を正常な登記に改めるために必要な法制度の整備に向けた作業を進め、次期通常国会に提出する」こととされ、「経済財政運営と改革の基本方針2018」(同月15日閣議決定)においても「変則型登記の解消を図るため、必要となる法案の次期通常国会への提出を目指す」とされた。加えて、新経済財政再生計画改革工程表2018において、改革工程を具体化し着実に進捗させるものとして取り上げられ、令和2年度までに1万5千筆に着手するとKPIが設定された。

令和元年5月に成立した表題部所有者不明土地の登記及び管理の適正化に関する法律(令和元年法律第15号)では、変則的な登記がされている表題部所有者不明土地について、その登記の適正化を図る措置として、登記官に所有者の探索のために必要となる調査権限を付与するとともに所有者等探索委員制度を創設するほか、所有者の探索の結果を登記に反映させるとされた。

法務局では、土地の利用の現況や自然的社会的諸条件を踏まえて選定された地域について、専門的知見を有する土地家屋調査士等を所有者探索委員として任命し活用しつつ、重点的かつ緊急的に作業に着手することで表題部所有者不明土地の解消を推進することができたことから、目標の達成に向け有効かつ効率的な手段であったと評価することができる。

(行政事業レビューの結果の活用状況)

本施策は、令和2年度行政事業レビューにおいて、「調達方法の改善等により、引き続き効率的な予算の執行に努められたい。」などの指摘を受けたところ、当該指摘を踏まえて、一者応札の解消に向けて仕様の見直しを行うとともに、入札への参加が可能と思われる業者に対し、入札への参加を積極的に働きかけるなどの改善に向けた取組を行うこととした。

次期目標等への反映の方向性

【施策】

不動産取引の安全と円滑、会社・法人等に係る信用の維持等を図るとともに、登記に関する国民の利便性を向上させるよう、以下のとおり次期目標等への反映を行い、引き続き、登記事務を適正・円滑に処理する。

【測定指標1】

登記所備付地図を整備することは、不動産取引の安全と円滑化や都市再生のための各種施策の円滑

な遂行へと直結し、ひいては国民生活の安定と向上に資するものである。したがって、令和3年度以降においても上記計画に基づいて定められている登記所備付地図の整備を推進することとする。

【測定指標2】

証明書発行請求機の利用促進については、証明書発行請求機の配置の見直しや積極的な利用案内などの取組を推進した結果、利用率が大幅に向上し、登記に関する国民の利便性を向上させることができた。一方で、令和3年度以降は、「成長戦略フォローアップ」(令和2年7月17日閣議決定)において、商業登記電子証明書の「利用機会の拡大」が明記される等、同電子証明書の普及を促進していく必要があることから、新たに、電子証明書の発行件数に係る目標を設定することにより、引き続き、登記に関する国民の利便性の向上に努めていくこととする。

【測定指標3-1】

長期相続登記等未了土地解消作業は、既に発生してしまった所有者不明土地を解消するための重要な施策であり、公共事業の円滑な実施等に資するものであるところ、その成果を測るための有効な指標として新経済・財政再生計画改革工程表においても、長期相続登記等未了土地が解消された数がKPIとして設けられている。したがって、令和3年度以降においては、当該数を測定指標とし、これまでの取組状況を踏まえながら、適切かつ効率的な方策を検討した上で、長期相続登記等未了土地の解消作業を推進することとする。

【測定指標3-2】

表題部所有者不明土地解消作業は、今後、歴史的資料の散逸や地域コミュニティの衰退等によって、地域の事情に精通した者が少なくなるなど、所有者の特定はますます困難になるものと考えられることに加え、近時は、豪雨や地震等による事前災害なども毎年発生しており、事前復興という観点からも速やかに解消する方策を講ずる必要があるところ、その成果を測るための有効な指標として新経済・財政再生計画改革工程表においても、変則的な登記がされている土地が解消された数がKPIとして設けられている。したがって、令和3年度以降においては、当該数を測定指標とし、これまでの取組状況を踏まえながら、表題部所有者不明土地の解消作業を推進することとする。

学識経験を有する者の知見の活用

- 1 実施時期  
令和3年7月15日
- 2 実施方法  
会議
- 3 意見及び反映内容の概要  
〔意見〕  
別添「令和2年度法務省事後評価実施結果報告書(案)に対する質問・意見」基本政策 関係番号1~3のとおり  
〔反映内容〕  
なし

政策評価を行う過程において使用した資料その他の情報

備考

【行政事業レビュー点検結果の令和4年度予算概算要求への反映内容】  
登記所備付地図整備の推進について、登記所備付地図作成作業用パソコン等の再リースによる機器の効率的利用を行い、経費の縮減を図った。

担当部局名	民事局総務課，民事第一課，民事第二課，商事課	政策評価実施時期	令和3年8月
-------	------------------------	----------	--------

- 
- \*1 「地図混乱地域」  
地図と現況とが著しく相違し，登記記録上の土地を現地で特定することができない地域
- \*2 「民活と各省連携による地籍整備の推進（平成15年6月26日都市再生本部方針）」  
国において，全国の都市部における登記所備付地図の整備事業を強力に推進する。
- \*3 「地理空間情報活用推進基本計画（平成29年3月24日閣議決定）」  
第2部 - 1 - (3)  
地籍整備の推進等を行う。
- \*4 「国土強靱化基本計画（平成30年12月14日閣議決定）」  
第3章 - 2 - (12) 土地利用（国土利用）  
地籍調査の推進や登記所備付地図の作成により，大規模災害時の救急救命活動や復旧活動を支える緊急輸送道路等の整備，道路の斜面崩落防止などの防災関連事業の計画的実施や災害後の円滑な復旧復興の確保を図る取組を推進する。  
所有者不明土地について，所有者の探索を合理化する仕組み等の普及を図る。
- \*5 「経済財政運営と改革の基本方針2020（令和2年7月17日閣議決定）」  
第3章 - 2 - (1) 地方都市の活性化に向けた環境整備  
所有者不明土地等について，基本方針等に基づき対策を推進する。
- \*6 「成長戦略フォローアップ（令和2年7月17日閣議決定）」  
6 - (2) - ) - - 工) 都市の競争力の向上  
登記所備付地図の整備を一層推進する。  
「所有者不明土地等対策の推進に関する基本方針」（令和2年7月3日所有者不明土地等対策の推進のための関係閣僚会議決定）等に基づき，所有者不明土地への対策を図る。
- \*7 「都市再生基本方針（平成30年7月13日閣議決定）」  
第二 - 2 安定的な民間都市開発推進のためのファイナンス環境の整備等  
都市における地籍整備の緊急かつ計画的な促進を図る。
- \*8 「所有者不明土地等対策の推進に関する基本方針（令和2年7月3日所有者不明土地等対策の推進のための関係閣僚会議決定）」  
3 地籍調査の円滑化・迅速化  
地籍を明確化するための情報基盤である登記所備付地図について，地方自治体による筆界特定申請や街区境界調査成果を活用してその整備を進める。
- \*9 登記所  
令和3年4月1日現在，414庁のうち119庁の登記所に証明書発行請求機を設置している。
- \*10 証明書の発行件数  
登記事項証明書，印鑑証明書及び地図・図面証明書の発行件数。ただし，オンラインにより請求されたもの及び国又は地方公共団体等の職員が職務上請求したのものについては，証明書発行請求機による請求の対象外であるため，除いている。参考指標における証明書の発行件数についても同様である。